



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 663 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課)
- 664 救急病院の変更 (医務課)
- 665 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課)
- 666 基本測量の実施 (技術調査課)
- 667 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)

○ 公告

情報システムの契約に係る競争入札に参加する者の資格

審査の実施 (情報政策課)

告 示

和歌山県告示第663号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成20年5月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3010101560	児童デイサービス Miku	児童デイサービス	事業所の所在地	和歌山市松島398-27	和歌山市毛見馬瀬1505-15 パシフィックビスタV703	平成20.4.1

和歌山県告示第664号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づく救急病院の変更について、次のとおり届出があった。

平成20年5月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

変更事項(名称)		名称	変更年月日
旧	新		
医療法人三車会 那賀リハビリテーション病院	医療法人三車会 貴志川紀和病院	医療法人三車会 貴志川紀和病院	平成20.4.1

和歌山県告示第666号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成20年5月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(精密測地網高度地域基準点測量作業)
- 2 作業期間 平成20年5月12日から平成20年12月26日まで
- 3 作業地域 日高郡日高川町、東牟婁郡古座川町

和歌山県告示第665号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、告示する。

平成20年5月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 岩出市今畑字横谷596の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び那賀振興局並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第667号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成20年5月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 姉子1地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	姉子	鬼坂	85番1	

2号	"	"	"	瀬戸	223番1	
3号	"	"	"	"	216番1	
4号	"	"	"	"	216番3	
5号	"	"	"	細通	176番1	
6号	"	"	"	"	153番1	
7号	"	"	"	鬼坂	104番	

2 姉子5地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	姉子	平	177番	
2号	"	"	"	"	207番	
3号	"	"	"	"	206番1	
4号	"	"	"	"	199番1	

3 上江川地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱6号と標柱7号を結んだ線は町道江川山野線との官民境界とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	江川	市井谷	1804番	
2号	"	"	"	"	2671番	
3号	"	"	"	"	2666番1	
4号	"	"	"	"	2644番	
5号	"	"	"	炭屋	2643番	
6号	"	"	"	炭屋垣内	1624番	
7号	"	"	"	高畑ケ	1722番2	
8号	"	"	"	市井谷	1794番	

4 大滝川地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱1号と標柱5号を結ぶ線は林道大滝川線との官民境界とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	中津川	道之坂	5番	

1号	日高郡	日高川町	山野	溝畑垣内	1848番1	
2号	"	"	"	溝畑ノ上	3104番	
3号	"	"	"	"	3103番1	
4号	"	"	"	"	3103番2	
5号	"	"	"	五郎太郎垣内	1813番1	

5 平川上地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	平川	猪ノ谷	979番1	
2号	"	"	"	七兵衛谷	982番	
3号	"	"	"	"	984番	
4号	"	"	"	田首	985番1	
5号	"	"	"	"	985番1	
6号	"	"	"	"	278番1	
7号	"	"	"	森前	270番	

6 中津川地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	中津川	土畑	561番	
2号	"	"	"	"	1534番	
3号	"	"	"	"	1533番2	
4号	"	"	"	"	1531番	
5号	"	"	"	古垣内	1530番	
6号	"	"	"	石原	611番	
7号	"	"	"	土畑	588番	
8号	"	"	"	"	581番	

7 中津川1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	中津川	道之坂	5番	

2号	"	"	"	"	1637番4	
3号	"	"	"	"	1635番2	
4号	"	"	"	"	1634番6	
5号	"	"	"	びん垣内	19番	
6号	"	"	"	道之坂	12番	

8 笠松地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	初湯川	山本	339番1	
2号	"	"	"	"	1891番1	
3号	"	"	"	"	1896番	
4号	"	"	"	中屋	1898番1	
5号	"	"	"	砦谷	1902番	
6号	"	"	"	"	1903番1	
7号	"	"	"	"	1903番5	
8号	"	"	"	森谷	533番	
9号	"	"	"	林	511番	
10号	"	"	"	中屋	443番	
11号	"	"	"	山本	371番1	
12号	"	"	"	"	357番6	

9 田尻1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱1号と標柱5号を結ぶ線は町道田首谷線との官民境界とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	田尻	田首谷	292番	
2号	"	"	"	"	529番	
3号	"	"	"	菖蒲	526番1	
4号	"	"	"	"	282番	
5号	"	"	"	"	277番3	

10 下滝本(2)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	船津	岩ノ谷	1651番1	
2号	"	"	"	"	1650番	
3号	"	"	"	井ノ関	1645番	
4号	"	"	"	"	1641番1	
5号	"	"	"	"	1640番1	
6号	"	"	"	沼田	482番2	
7号	"	"	"	"	469番	
8号	"	"	"	"	471番	
9号	"	"	"	"	528番	

11 下滝本(3)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	船津	岡田	422番2	
2号	"	"	"	大峪	1629番	
3号	"	"	"	"	1626番	
4号	"	"	"	"	1611番	
5号	"	"	"	"	1615番	
6号	"	"	"	間野	360番3	
7号	"	"	"	"	389番2	
8号	"	"	"	"	393番	
9号	"	"	"	岡田	425番	
10号	"	"	"	"	418番5	
11号	"	"	"	"	422番2	

12 竿本地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	熊野川	柏谷	449番	
2号	"	"	"	竿本	863番	
3号	"	"	"	"	863番	
4号	"	"	"	"	863番	
5号	"	"	"	"	864番1	
6号	"	"	"	"	860番	

7号	"	"	"	南垣内	522番	
8号	"	"	"	竿本	496番	

公 告

公 告

情報システムの契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成16年和歌山県告示第1369号。以下「資格審査要綱」という。）に基づき、情報システムの契約に係る競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の資格審査を次のとおり実施する。

平成20年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に参加することができる者の要件

競争入札に参加することができる者の要件は、次に掲げる者以外の者で、資格審査要綱第4条に規定する競争入札の参加資格に関する知事の審査（以下「資格審査」という。）を受け、同要綱第8条の競争入札参加有資格者名簿に登録されているものとする。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 国税、県税及び市町村税を滞納している者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までに掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において当該許可、認可等を得ていない者
- (5) 原則として、同種の営業を引き続き1年以上営んでいない者
- (6) 契約の履行が困難と認められる者
- (7) 申請日の属する月の1日（以下「審査基準日」という。）以前の2年間に第2条各号に規定する当該区分の情報システムの契約実績がない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者
- (9) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者

2 資格審査の申請方法

- (1) 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

ア 事業経歴書

イ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

ウ 印鑑証明書（法人にあっては法務局の、個人にあっては市町村のそれぞれ発行するもので発行後3か月を経過していないものに限る。）

エ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

オ 財務諸表（直近2か年分で法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）

カ 誓約書

キ 申請者が代理人を選任した場合にあっては、その委任状

ク 役員等報告書

(2) 資格審査申請書並びに(1)のア、カ、キ及びクに掲げる申請書類の用紙は県で定めるものとし、当該用紙の入手については、和歌山県のホームページからダウンロードすること。

(3) 申請の手続について質問がある者は、平成20年5月30日（金）午後5時までの間に書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

3 資格審査申請書類の提出の時期

平成20年5月2日（金）から平成20年5月30日（金）までの間で、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間

4 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

(1) 申請書類に用いる言語は、原則として日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

5 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年6月27日（金）までに通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、入札参加資格を認められた日から平成21年7月31日（金）までとする。

7 申請書類受付の場所及び問い合わせ先
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2405
ファクシミリ番号 073-441-2409
電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp